

## 荒教授の退官にあたって

齊藤 誠 二

一九九一年（平成三年）三月三十一日に、わたくしたちが日頃から敬愛する荒秀先生が、筑波大学を定年で去られることになった。日頃荒先生からほとんどの面にわたって御指導を給わってきているわたくしたちとしては、いづまでも荒先生の御指導を給わりたいという気持ちで一杯であり、荒先生がここに筑波大学を去られるというのはひじょうに残念なことである。しかし、これも定年という制度のうえからやむをえないことである。

荒先生は、改めていうまでもないことであるが、名門の舊れのかかかった旧制東京高等学校から東京大学法学部にすすまれ、一時実務につかれたあとで、さらに、東京大学大学院にすすまれ、杉村章三郎先生のもとで、行政法を専攻され、一九六〇年に、法学博士（東京大学）の学位を取られた。その学位請求論文は、「米国行政法における司法審査の範囲と時期の制限」であつた。東京大学大学院に在学中に、荒先生は、また、アメリカのサザンメソジスト大学に留学され、マスター・オブ・ローズの学位も取られた。

一九六〇年五月に、荒先生は、横浜国立大学の専任講師になられ、助教教授を経て、六八年四月には、教授になられたが、七四年四月には、筑波大学の開学にあたって、筑波大学教授になられ、今日にいたられたわけである。

その間、荒先生は、旧東京教育大学や千葉大学をはじめとして多くの大学や研修所などの講師をされるとともに、中央公害対策審議会の専門委員をはじめとして多くの審議会などの委員としてもひじょうに幅広く活躍されてこられている。

荒先生は、また、横浜国立大学で評議員などをされたが、筑波大学では、二回にわたり社会科学系長をやられたのははじめとして、社会学類長や人事委員会委員などになられ、大学行政の中枢の衝に当たられてこられた。

いうまでもなく、この間にあって、荒先生は、「開発行政法」(ぎょうせい(一九七五年))や「建築基準法論(1)(2)」(ぎょうせい(一九七六年・八七年))や「自然環境保全条例」(学陽書房(一九七八年))をはじめとして、数多くの著書・論文をつぎつぎに発表され学会を裨益されつづけてこられた。その足跡は、行政法一般をはじめとして、土地法・建築基準法などを中心とする不動産法から、環境法・公務員法・行政事件訴訟法、さらには、憲法へと、まさに公法全体におよばれている。非常に多くの会員を擁する日本公法学会の理事を多年にわたって務められてこられているのもむべなるかなというところである。荒先生の公法学は、たんに理論的にすぐれているというばかりではなくて、すぐれて実践的であり、いわば理論と実務との架橋をするものである。

荒先生は、その剛毅な性格と包容力とをもって、たえず筑波大学社会科学系の中心として、いつも社会科学系をまとめてこられた。また、同時に、荒先生は、筑波大学社会科学系の法律専攻の中心として、多年にわたって、法律専攻の充実につとめてこられた。

荒先生は、また、人もしる美声の持ち主であり、テノールのその歌は専門家<sup>は</sup>だ<sup>し</sup>のものであられることも余りにもしられたことである。

荒先生がここで定年でこの筑波大学を去られるのは、日頃御指導をうけているわたくしたちとしてはひじょうに淋しいし残念である。しかし、たとえ筑波大学を去られても、荒先生がこれからもこれまでと同じようにわたくしたちをたえず御指導下されることをお願いするとともに、荒先生のこれからの一層の御加餐・ご自愛を衷心より祈り上げたい。